

# 第3部

## 虐待対応事例から学ぶ

### <事例2>

障害のある息子から母への虐待対応事例  
～高齢者虐待（身体的，心理的虐待）

# 障害のある息子から母への虐待対応事例 ～高齢者虐待（身体的，心理的虐待）

## (1) 被虐待者の状況

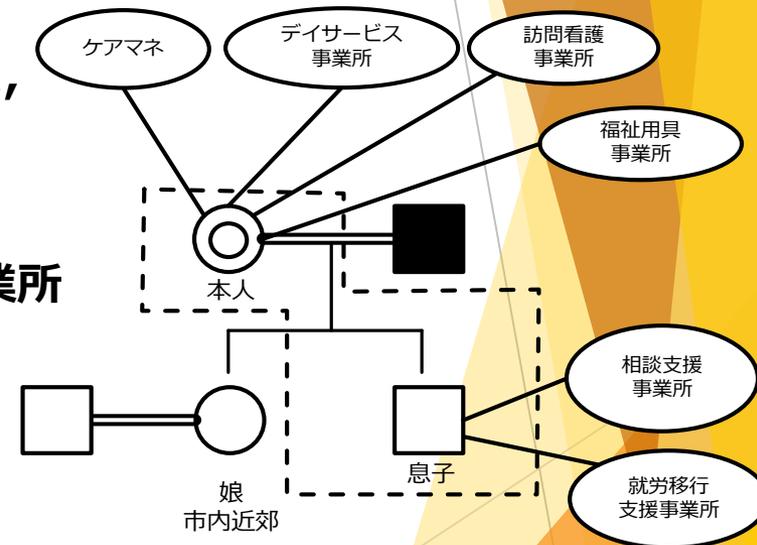
- ・ 軽度認知症の80代女性。障害のある息子と2人で暮らしている。
- ・ 要介護2の認定を受け，福祉用具，デイサービス，訪問看護を利用している。

## (2) 虐待者の状況

- ・ 50代の息子。精神疾患があり，就労移行支援事業所（※1）を利用している。
- ・ 普段は穏やかであるが，感情の起伏が激しい。

## (3) その他親族

- ・ 50代の娘が市内近郊に在住している。
- ・ 母親の通院等，必要時の支援をしている。



## (4) 相談（通報）経過

- ・ 自宅内の家事は本人が主に行っていたが、軽度認知症もあり徐々にミスが増加。息子との会話でも行き違いが増え、互いにストレスを感じるようになっていた。
- ・ ある日、息子がテレビを見ていた際に、本人が声をかけたことに腹を立て、『死ね！』と言いながら平手で顔を殴った。
- ・ 新聞で高齢者虐待の記事を見ていた息子は『このままでは母親を殺してしまう』と思い、地域包括支援センターに通報した。

## (5) 対応経過

- ・ 緊急性の高い事案でもあり、地域包括支援センターが担当のケアマネへ連絡し、当日に同行訪問。
- ・ 本人は軽度認知症であるが、息子の食事の準備や家事全般は自分でしており、**息子からの介護は受けていないことを確認。**
- ・ 金銭面でも本人が生活の大部分を担っており、息子が頼っている状況であった。
- ・ 本人、息子と面談し、事実確認。
  - 本人：「急に暴力を振るわれて怖かった。また同様なことがあるのではないかと思うと、**怖くて仕方がない**」
  - 息子：「母親といるとかなりのストレスがかかる。このままだと**母親を殺してしまうかもしれない**。別々に暮らしたい」
- ・ 事実確認の後、**コアメンバー会議（※2）**を開催。  
（参集者：地域包括支援センター，市役所）
- ・ 本人は息子から介護を受けておらず、**養護関係はない為、「虐待ではない」と判断。**
- ・ ただし、息子からの**身体的・心理的な暴力**があり、**本人の権利が侵害されている事や、高齢者・養護者が保護を求めている状況**から、『**権利擁護（※3）**』ケースとして今後も地域包括支援センターや市役所の関わり、関係者間での情報共有は必要なので、支援は継続。
- ・ 上記状況から**分離・保護が必要な事案と判断**。本人及び息子が別々に過ごすことを希望している為、急きよ本人が介護保険によるショートステイを利用することとなった。

・今後の方向性や支援方針を検討するため、**個別ケース会議（※4）**を開催。  
（参集者：地域包括支援センター，本人のケアマネ，息子に関わっている相談支援事業所（※5）職員，市役所 高齢福祉課・障がい保健福祉課）

- 1) 本人及び息子の支援者は，息子から『母親とうまくいっていない』『同じ話を繰り返すのでイライラする』という訴えを聞いており，虐待のリスクは高いと思っていた。
- 2) 本人は軽度認知症であるが，家事全般は自分で行っていた。
- 3) 本人も息子も別々に生活することを希望。本人はショートステイ利用後，施設へ入所したいと話している。
- 4) しかし息子は一人暮らしができるだけの経済力，生活力もない。本人が施設へ入所すると息子の生活が困窮する危険性がある。
- 5) 本人が施設へ入所した場合，息子が自宅で生活できるよう金銭面や生活上の支援が必要になるため，支援方針の検討及び役割分担を行った。

## (6) 支援の実施

- ・ 本人は施設へ入所，息子は自宅に残り，居宅介護（家事援助）（※6）を利用しながら，一人で暮らすことになった。

しかし，数日後…。

本人：「やはり住み慣れた家が良い。自宅に戻りたい」

息子：「母親がいなくなって寂しい。一緒に生活したい」

娘：「二人とも一緒に生活することを希望している。自分も協力するので，また同居できないものか」

- ・ 本人の認知症の進行や，息子の精神的な不安定さから，同様の事を繰り返すリスクは高い。本人の安全を考えると分離が望ましいものの，当事者やその家族が自宅での生活を望んでいる以上，自己決定を尊重しなくてはならないのでは…。
- ・ 結果，本人は介護サービスを増回し，毎日支援者が入り，見守りができる体制を構築。暴力等の兆候がみられた場合には早急にケアマネなどに相談するよう支援者間で共有し，相談のハードルを下げた。
- ・ 娘も「毎日電話をして，状況確認します」と協力してくれることになり，自宅での生活を再開した。

## (7) 事例に対する考察

### 1) 通報・相談のタイミング

- ・ 個別ケース会議では、各々の担当者より『虐待のリスクは高いと思っていた』との話が出ており、その時点で相談があれば、分離・保護までの対応にはならなかったのではないかと思われる。

### 2) 養護者支援

- ・ 分離となった際には、息子自身が滞りなく生活できるよう、相談支援事業所の担当者がサービス調整を行ったり、経済的困窮の相談に関しては地域包括支援センターが対応していた。
- ・ 本人が自宅に戻ることになった為、改めて『2人が安心して生活できる環境づくり』の支援へシフト。
- ・ 本人のデイサービスを増やし、互いの時間を取るようにした。  
また、息子が感情的にならないよう、精神科訪問看護による病状管理などを調整し、支援者を増やす事で、再発防止に取り組んでいる。

### 3) ポイント

- ・ 息子が本人の支援をしていない事から『養護関係はない為、虐待ではない』と判断されたが、**虐待判断の有無に関わらず**高齢者の安全を守るために、『**権利擁護**』ケースとして継続的に関わる。
- ・ 生命の危機を感じるような状況であれば、早急に分離が必要ではあるが、『**すべての虐待＝分離で解決**』ではない。その緊急性や状況などによっては、在宅での生活を考えた支援方針を検討する。
- ・ 事案発生当初と、時間を経過した後には状況や**当事者の考えや環境が変わることも多い**。その場合には再度関係者で個別ケース会議を開き、**支援方針の修正を行う**こともある。



## 【用語説明】

### ※ 1. 就労移行支援事業所

- ・・・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。  
一般就労が可能と見込まれる障害者であって、生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

### ※ 2. コアメンバー会議

- ・・・ 障害者虐待または高齢者虐待があった際、事実確認を行った後開催される。  
虐待の有無と緊急性の判断および当面の対応方針と役割分担等を決定する。  
市役所虐待対応部署の担当課職員や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等が参加する。

### ※ 3. 権利擁護

- ・・・ 認知症などにより自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁をする等の活動のこと。

#### ※ 4. 個別ケース会議

- ・・・市役所虐待担当課職員や基幹相談支援センター，地域包括支援センター，関係機関等で開催される。援助方針，支援内容，各機関の役割等について協議を行う。

#### ※ 5. 相談支援事業所

- ・・・様々な生活上の悩みについて相談でき，障害福祉サービスの利用のための情報提供や手続等支援を行う。

#### ※ 6. 居宅介護（家事援助）

- ・・・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。  
居宅において調理，洗濯，掃除等の家事や生活等に関する相談，その他生活全般にわたる援助を行う。